

# 神戸市個人情報保護審議会 第15回 制度審議部会

## 議 事 録

- 1 日 時 平成17年1月21日(金) 午後1時00分～
- 2 場 所 神戸市役所1号館 14階 A 1会議室
- 3 出席者
  - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会委員(50音順・敬称略)  
西村 裕三, 松浦 克彦, 三原 敦子, 山下 淳
  - ・事務局  
市民参画推進局次長 川野 理, 市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題 市民から寄せられた意見と審議会の考え方
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 1名

- ・ 第二次中間とりまとめに対して、8件の意見をいただいた。  
それに対して審議会としてどう考えるかについて、部会長の試案として提案させていただいた。ご意見を願いたい。

#### 目的について

- ・ 基本的には、部会長試案の考え方で問題ないと思う。個人の権利利益の保護ということ明記しなくても、現行条例の中に、個人の権利利益を保護し、という言葉であり、憲法上の条項を入れる必要はないと思う。  
ただ、第1条を読んだときに、「市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより個人の権利利益を保護し」という条文になっているが、これは情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利の主体が誰であるのかというのが明確に記載されていない気がする。憲法上の権利という言葉を入れる必要はないが、その個人に対してそのような権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しているというような一部改正をしてもよいのではないかと思う。
- ・ 権利の主体が明確ではないということだが、具体的にどういうふうに改正すべきと考えているのか。
- ・ 具体的には言うのは非常に難しい。目的規定では、「この条例は個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定める」とあるが、これは実施機関側の適正な取り扱い義務のことであり、その次の「市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利」とあるのは、市民、個人の権利を定めたものである。これらを並列的に並べて、利益調整を図るという趣旨の文言にはなっていると思う。ただ、誰にこういう利用停止請求権があるのか不明瞭だと思う。もう少しはっきり目的の中に表現してはどうか。
- ・ 確かに表現としてそのとおりだと思う。ただ、条例では具体的な開示、訂正、利用停止請求の条文を見れば、「何人も」と書いてあり、市民の権利だということは明らかだ。
- ・ 読めばわかることだが、より徹底するかどうかという問題だろう。
- ・ 自己情報コントロール権という表現を記載しないとしても、もう少し市民の権利であるということを明確にするような文言を入れてはどうかという意見か。
- ・ そうだ。資料15-2の審議会の考え方、下から5行目ぐらいに各請求権を保障することにより、個人情報の取り扱いに係る個人の権利利益の保護をも図ることを目的としていますという解説になっているが、確かに解釈としてわかるが、条文上ちょっと不明確だ。できればこの審議会の考え方に書かれているような方向での記載をした方が個人の権利保護、個人の権利というのがわかりやすいと考える。
- ・ 確かに市民の皆さんにわかりやすいのが一番である。ただ、現行の規定でも「個人の権利利益」と表現してあり、市民の権利利益だということは読み取れる。
- ・ もう少しこの条項を整理して、市民の権利ないし個人の権利保護のためということが

明確にできる表現が見つかるのならば、その方がベターであると考え。しかし、読めばわかることで、十分に解釈は可能である。

現時点ですぐ改正をするということではなく、もう少しわかりやすくすることも検討してはどうかという意見に過ぎないと理解してもらえばそれで結構だ。

- ・ 審議会の考え方の表現の中にはそういうことを入れなくてもよいか。
- ・ 結構だ。
- ・ では、実際の条例改正の文言を検討する際には、今の意見を参考にして検討していただきたいという意見として伺っておきたい。
- ・ 個人の権利利益の保護には憲法 13 条でいう個人尊重の理念が含まれているということは、答申の方で付け加える必要があるかどうかということだ。
- ・ パブリックコメントには可能な限り丁寧に対応している。この意見の後半の部分の、もしどうしても現段階では妥当ではないものと考えられるならば、せめて憲法の個人の尊重の理念に言及すべきという意見に対してこういう回答を示している。  
これを答申案の中に盛り込んだ方がよいとの意見か。
- ・ 私はそこまで必要ないと思う。ただ、個人の権利利益の保護という概念は本当にあいまいな表現で、不確定概念であるのは間違いないが、答申案の中に盛り込まないで結構だ。
- ・ 他の委員も異存がなければ、答申案には書かないことにする。

#### 電子計算機結合の制限について

- ・ 最初の段落は不要ではないか。このパブリックコメントの意見の方はオンライン結合して相手方に渡った個人情報も云々でチェックする規定が必要であるということであり、それに対して、現行上こういう限定をしているとあえて書く必要はない。後段部分の条例第 10 条でもこういう旨規定していると答えるだけで十分だと思う。
- ・ これは、逗子市の条例を根拠にしてこういう利用状況の報告を求める規定の必要性を述べているようだが、逗子市にはオンライン結合する際の事前に審議会によるチェックがない。神戸市ではオンライン結合する際には、事前に審議会の意見を聞く必要があるが、逗子市の場合はそれが無い。

事務局 長野県個人情報保護条例と本市の条例を比較すると、長野県の条例第 4 条 5 項では、本人以外収集について審議会の事前チェックに係らない場合も想定している。

また、長野県では、新たな電子計算機処理を行う場合に審議会の意見を聴く規定がない。

それらの点から見ると、個人情報を収集する入口の段階では神戸市はかなり厳しくしているのではないかと考えており、オンライン結合をする場合には、そういった前提を踏んだ上で結合しているということを書いた方がいいのではないかと考えている。

- ・ 前段の方で収集制限、適正管理、目的外利用、提供制限などと、新たな電子計算機処理をする際には審議会の意見を聴く義務が課されている。さらに条例第 10 条の規定があ

るので、利用状況の報告を求めるなどの規定は必要ない、という理解か。

事務局 文章の前段は、指摘のように、事前のチェックがあるということ、また後段は、オンライン結合であれ、紙の媒体であれ、個人情報の提供する際には適用される規定であり、措置要求はオンライン結合についても適用されるので、その際に事務の内容とか目的、方法に応じて制限とか必要な措置を求めなければならない旨の規定になっている。このことから、利用状況の報告を求める必要がある場合にはそういったことも求めることがあると考えている。

- ・ 最初の方は不要ではないかということのようだが、条例の構造上、事前のチェックをした上で、事後のチェックとしても提供した個人情報に応じて必要な措置を講じるべき規定が設けられていることを、非常に丁寧に説明した文章になっている。

一方、次の意見は、もっぱらコンピューターによる事務の効率化を図るべきという意見であり、先ほどのオンライン結合はできるだけ慎重に対応すべきという意見とは対照的だ。これに対しては、効率化を図るだけでなく、電算機処理特有の危険性に十分配慮すべきだという考え方に立っていると説明している。

開示請求手続、事業者等について

- ・ 不存在決定は、既に中間とりまとめに盛り込まれていると回答をしている。事業者について、報道機関等の適用は、既に中間とりまとめに盛り込まれていると回答している。その他のうち、防犯カメラという個別の問題についての意見は、今回の答申とは別の問題の意見としていただく形にしている。最後の意見は、職員の個人情報保護に対する意識の向上、職員研修の必要性を言われている。これらについて何か意見はないか。

- ・ 今回のパブリックコメントは、制度一般についての意見を求めたので、防犯カメラに関する意見に対する審議会の考え方としては、文案のとおりでよい。

ただ、審議会としてこの防犯カメラに関しての意見をいただき、この意見をどうすればよいのか。個別のことにに関しての意見をいただいても我々としては対応しようがないということだ。では、今回のこの議題とは離れる話だが、市民はどういう形なら意見が出せるのかというところが少し気になる。

- ・ 審議会から市に注文をつけて欲しいということで書かれた意見なのだろう。
- ・ 注文というのはここでは書けない。
- ・ 「今後の検討課題」や、「市民の安全を考える上での云々」、と言っても、膨らんでしまう。
- ・ 少し付け加えて、意見としていただき、関係部局に伝えるとか、関係部局に検討を依頼するとか。
- ・ 審議会として検討課題で取り上げるというところまで言えるのかどうか。

個人情報保護をめぐる大事な課題だと認識していますという言い方が。

事務局 第1次答申のときの、住基ネットについての意見に対する答え方をある程度参

考にしている部分もある。

- ・ そういうことも思い出したので今申し上げている。今回だけでなく、一般に取り上げられないものについて意見をいただいたときには、こういう答えになるのか。
- ・ このまとめとしてはこのままでよろしいか。
- ・ 第1次答申のときの対応を踏まえた書き方なので、これで結構だ。
- ・ では、ここでの表現はこのようにさせていただく。

あとそれ以外の点、あるいは全体を通して何かご意見はないか。

ご意見がなければ、市民から寄せられた意見と審議会の考え方というご審議いただいた文書だが、議論をしていただいたが、文書表現を直さなければならないところはなかったので、このまま中間とりまとめと一緒に制度審議部会の答申第2次(案)として全体審議会に提出し、そこで報告させていただく。